

○ 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第 1～第 9 （略）</p> <p>第 10 発電施設における固定価格買取制度との調整等</p> <p>1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 11 その他</p> <p>1～6 （略）</p> <p><u>7 本事業による盛土・切土等（宅地造成及び特定盛土規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続きに従うものとする。</u></p>	<p>第 1～第 9 （略）</p> <p>第 10 発電施設における固定価格買取制度との調整等</p> <p>1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 11 その他</p> <p>1～6 （略） （新設）</p>

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 の改正規定については、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領別記 1 の第 1 の 3（5）に規定されている中心経営体については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができるものとする。

改正後	現行
<p>(様式1) (略)</p> <p>(様式2)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">水利施設等保全高度化事業（〇〇〇型）採択申請書</p> <p>下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。</p> <p>1～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">記 (略)</p> <p>(様式3) (略)</p> <p>(様式4)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">水利施設等保全高度化事業（〇〇〇型）計画変更報告書</p> <p>〇〇地区について、〇〇計画の変更を行ったので、水利施設等保全高度化事業実施要領第7に基づき、下記資料を添付して報告します。</p> <p style="text-align: center;">記 (略)</p> <p>別記1（事業の実施に係る共通運用）</p>	<p>(様式1) (略)</p> <p>(様式2)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては、北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">水利施設等保全高度化事業（〇〇〇型）採択申請書</p> <p>下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号）第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。</p> <p>1～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">記 (略)</p> <p>(様式3) (略)</p> <p>(様式4)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">水利施設等保全高度化事業（〇〇〇型）計画変更報告書</p> <p>〇〇地区について、〇〇計画の変更を行ったので、水利施設等保全高度化事業実施要領第7に基づき、下記資料を添付して報告します。</p> <p style="text-align: center;">記 (略)</p> <p>別記1（事業の実施に係る共通運用）</p>

改 正 後	現 行
<p>第1 定義</p> <p>本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 担い手</p> <p>次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農の類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「中心経営体」という。）であること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第2 附帯事業に係る共通事項</p> <p>別表2に掲げる区分の欄の<u>2から5までの</u>事業に係る取扱いは以下のとおり。</p> <p><u>1 埋蔵文化財調査事業</u></p> <p><u>埋蔵文化財調査事業とは、別表2の区分欄の1の(3)から(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表2の区分の欄の1の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。</u></p> <p><u>2・3 (略)</u></p> <p><u>4 農業水利施設省エネルギー化支援事業</u></p> <p><u>農業水利施設の省エネルギー化や再生可能エネルギー利用のための施設の整備と併せて農業水利施設の管理方法の見直し等の省エネルギー化に資する取組を実施することにより、地区全体のエネルギー消費効率の改善に取り組むものとする。</u></p> <p>第3 助成</p>	<p>第1 定義</p> <p>本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 担い手</p> <p>次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農の類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2の(1)に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）に位置付けられていること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第2 附帯事業に係る共通事項</p> <p>別表2に掲げる区分の欄の<u>3及び4</u>の事業に係る取扱いは以下のとおり。</p> <p>(新設)</p> <p><u>1・2 (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p>第3 助成</p>

改 正 後				現 行			
1～10 (略)				1～10 (略)			
<p><u>11 農業水利施設省エネルギー化支援事業の助成は、生産基盤整備事業等又は国営かんがい排水事業実施要綱第2の1の表の事業の分類の欄の特別型のうち低炭素農業水利システム構築事業（以下「国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）」という。）によって整備した、省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のための施設の供用開始から5年度までにおいて実施するものとする。</u></p> <p><u>12 農業水利施設省エネルギー化支援事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費又は国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）の総事業費のうち省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のための事業費に別表3に示す助成割合を乗じた額とする。</u></p>				<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>			
第4 その他				第4 その他			
1～3 (略)				1～3 (略)			
<p><u>4 農業水利施設省エネルギー化支援事業の採択期間は、令和5年度から令和7年度までとする。ただし、採択期間中に当該事業の実施に向けた調査等に着手した場合には、令和8年度以降であっても採択できるものとする。</u></p>				(新設)			
別記2 (略)				別記2 (略)			
別表1 (略)				別表1 (略)			
別表2 事業内容				別表2 事業内容			
区 分	事業種類	事業内容	備考	区 分	事業種類	事業内容	備考
1 (略)	(略)	(略)		1 (略)	(略)	(略)	
2 農業生産基盤整備附带事業	(1)～(4) (略) <u>(5) 埋蔵文化財調査事業</u>	(略) <u>事業区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業</u>		2 農業生産基盤整備附带事業	(1)～(4) (略) <u>(新設)</u>	(略) <u>(新設)</u>	
3・4 (略)	(略)	(略)	(略)	3・4 (略)	(略)	(略)	(略)
<u>5 農業水利施設省エネルギー化支援事業</u>	<u>農業水利施設省エネルギー化支援事業</u>	<u>農業水利施設の省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用の促進に向けた支援</u>	<u>低炭素農業水利システム構築型に限る</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>6 (略)</u>	(略)	(略)		<u>5 (略)</u>	(略)	(略)	
※1・※2 (略)				※1・※2 (略)			
別表3 (助成)				別表3 (助成)			
区分	基準	助成割合	助成額	区分	基準	助成割合	助成額
1～6 (略)	(略)	(略)	(略)	1～6 (略)	(略)	(略)	(略)
<u>7 低炭素農業水</u>	<u>エネルギー消費原単位（農業</u>	<u>基本</u>	<u>生産基盤整備</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

改 正 後				現 行			
利システム構築型 農業水利施設省エネルギー化支援事業	水利施設におけるエネルギー使用量を当該エネルギー使用量と密接な関係を持つ値で除して得た値をいう。以下同じ。)の変化率		事業等の総事業費のうち省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のための事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。				
	整備した施設の供用開始年度を含む4年度における地区全体のエネルギー消費原単位の変化率の平均が99パーセント以下	0.0500		(新設)		(新設)	
	整備した施設の供用開始年度を含む4年度における地区全体のエネルギー消費原単位の変化率の平均が105パーセント以下かつ4年度のうち直近2年度連続でエネルギー消費原単位が悪化していない	0.0500		(新設)		(新設)	
8 国営かん排事業(低炭素農業水利システム構築事業)	エネルギー消費原単位の変化率	基本	国営かんがい排水事業の総事業費のうち省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のための事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	整備した施設の供用開始年度を含む4年度における地区全体のエネルギー消費原単位の変化率の平均が99パーセント以下	0.0400		(新設)		(新設)	
	整備した施設の供用開始年度を含む4年度における地区全体のエネルギー消費原単位の変化率の平均が105パーセント以下かつ4年度のうち直近2年度連続でエネルギー消費原単位が悪化していない	0.0400		(新設)		(新設)	
※1・※2 (略)				※1・※2 (略)			
別表4 (略)				別表4 (略)			
別紙1 (水利施設整備事業に係る運用)				別紙1 (水利施設整備事業に係る運用)			
第1 (略)				第1 (略)			
第2 事業の内容				第2 事業の内容			

改正後	現行
<p>水利施設整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 低炭素農業水利システム構築型 農業水利施設等の省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を図るものであって、下記の事業を実施するもの。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (1)の事業及び別表2の5の農業水利施設省エネルギー化支援事業を一体的に実施するもの</u></p> <p><u>(4) 国営かんがい排水事業(低炭素農業水利システム構築事業)と併せて、別表2の5の農業水利施設省エネルギー化支援事業を一体的に実施するもの</u></p> <p>9～12 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 事業の採択要件 水利施設整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 低炭素農業水利システム構築型の実施に当たっては、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用に向けた<u>低炭素排出土地改良施設整備計画(以下「低炭素計画」という。)</u>を策定すること。</p> <p>第5 計画の作成 水利施設整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 低炭素農業水利システム構築型</p> <p><u>(1) 事業実施主体は、第2の8の事業を実施する場合には、<u>令第50条第12項の低炭素計画を作成するものとし、これによらない場合には、別記様式第12号により低炭素計画を作成するものとする。</u>また、長寿命化対策を合わせて行う場合については、別記様式第6号の機能保全計画の概要を作成するものとする。<u>令第50条第12項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。</u></u></p> <p><u>ア 地区の現況</u></p> <p><u>イ 農業用排水施設の省エネルギー化又は再生エネルギー利用の取組方針</u></p> <p><u>(2) 農業水利施設省エネルギー化支援事業を行うときは、事業実施主体は別記様式第13号により省エネルギー化対策実施計画を作成するものとする(この場合、(1)の低炭素計画に代えることができる)。</u></p> <p>7 洪水調節機能強化型</p> <p>(1) 事業実施主体は、第2の9(1)の事業を実施する場合には、<u>別記様式第14号</u>によ</p>	<p>水利施設整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 低炭素農業水利システム構築型 農業水利施設等の省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を図るものであって、下記の事業を実施するもの。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9～12 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 事業の採択要件 水利施設整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 低炭素農業水利システム構築型の実施に当たっては、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用に向けた<u>低炭素農業水利システム整備計画</u>を策定すること。</p> <p>第5 計画の作成 水利施設整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 低炭素農業水利システム構築型 事業実施主体は、第2の8の事業を実施する場合には、<u>別記様式第12号により、低炭素農業水利システム整備計画</u>を作成するものとする。また、長寿命化対策を合わせて行う場合については、別記様式第6号の機能保全計画の概要を作成するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>7 洪水調節機能強化型</p> <p>(1) 事業実施主体は、第2の9(1)の事業を実施する場合には、<u>別記様式第13号</u>によ</p>

改正後	現行
<p>り洪水調節機能強化計画を作成するものとする。</p> <p>(2) 都道府県知事は、第2の9(2)の事業を実施する場合には、<u>別記様式第15号</u>により流域治水推進整備計画を作成するものとする。</p> <p>8 農地集積促進型</p> <p>都道府県知事は、農地集積促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第5項の集積地域整備計画を作成するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 集積地域整備計画の様式は、<u>別記様式第16号</u>によるものとする。</p> <p>(4) 農業経営高度化支援事業</p> <p>農地集積促進型において、第2の10の(3)の場合には、農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は<u>別記様式第17号</u>により農地集積促進計画を作成するものとする。</p> <p>9 畑作等推進支援水利再編型</p> <p>都道府県知事は、畑作等推進支援水利再編型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第6項の作付転換整備計画を作成するものとする。なお、作付転換整備計画の目標年度は、農業生産基盤整備事業の完了年度から5年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 作付転換整備計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 産地形成支援事業の概要(3) 作付転換整備計画の様式は、<u>別記様式第18号</u>によるものとする。</p> <p>10 簡易整備型</p> <p>簡易整備型に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、<u>別記様式第19号</u>による水利施設整備計画とする。</p> <p>第6 計画の変更等</p> <p>次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 事業実施主体は、低炭素農業水利システム構築型(法律補助を除く。)において、次に定めるいずれかに該当する場合は第5の6の<u>低炭素計画又は省エネルギー化対策実施計画</u>を変更すること。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第7 事業の達成状況報告</p> <p>水利施設整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに<u>別記様式第20号</u>により水田利活用の実績について報告するものとする。</p>	<p>り洪水調節機能強化計画を作成するものとする。</p> <p>(2) 都道府県知事は、第2の9(2)の事業を実施する場合には、<u>別記様式第14号</u>により流域治水推進整備計画を作成するものとする。</p> <p>8 農地集積促進型</p> <p>都道府県知事は、農地集積促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第5項の集積地域整備計画を作成するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 集積地域整備計画の様式は、<u>別記様式第15号</u>によるものとする。</p> <p>(4) 農業経営高度化支援事業</p> <p>農地集積促進型において、第2の10の(3)の場合には、農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は<u>別記様式第16号</u>により農地集積促進計画を作成するものとする。</p> <p>9 畑作等推進支援水利再編型</p> <p>都道府県知事は、畑作等推進支援水利再編型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第6項の作付転換整備計画を作成するものとする。なお、作付転換整備計画の目標年度は、農業生産基盤整備事業の完了年度から5年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 作付転換整備計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 産地形成支援事業の概要(3) 作付転換整備計画の様式は、<u>別記様式第17号</u>によるものとする。</p> <p>10 簡易整備型</p> <p>簡易整備型に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、<u>別記様式第18号</u>による水利施設整備計画とする。</p> <p>第6 計画の変更等</p> <p>次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 事業実施主体は、低炭素農業水利システム構築型(法律補助を除く。)において、次に定めるいずれかに該当する場合は第5の6の<u>低炭素農業水利システム整備計画</u>を変更すること。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第7 事業の達成状況報告</p> <p>水利施設整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに<u>別記様式第19号</u>により水田利活用の実績について報告するものとする。</p>

改正後	現 行
<p>2 都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）においては、事業実施年度の翌年度の6月末日までに<u>別記様式第21号</u>により事業実施結果を報告するものとする。</p> <p>3 洪水調節機能強化型のうち流域治水推進型においては、流域治水推進整備計画に定める目標年度の翌年度の6月末日までに<u>別記様式第22号</u>により行うものとする。</p> <p><u>4 低炭素農業水利システム構築型において、農業水利施設省エネルギー化支援事業を行う場合は、省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のために整備した農業水利施設等の供用開始年度から4年度経過後の翌年度の6月末日までに別記様式第23号により行うものとする。</u></p> <p><u>5 農地集積促進型においては、集積地域整備計画又は農地集積促進計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第24号</u>により行うものとする。</p> <p><u>6 畑作等推進支援水利再編型においては、作付転換整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第25号</u>により行うものとする。また、地方農政局長等が作付転換整備計画の達成状況が十分でないとき、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、<u>別記様式第27号</u>により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、<u>別記様式第25号</u>により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。</p> <p><u>7 簡易整備型に係る達成状況報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第26号</u>により行うものとする。</p>	<p>2 都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）においては、事業実施年度の翌年度の6月末日までに<u>別記様式第20号</u>により事業実施結果を報告するものとする。</p> <p>3 洪水調節機能強化型のうち流域治水推進型においては、流域治水推進整備計画に定める目標年度の翌年度の6月末日までに<u>別記様式第21号</u>により行うものとする。 (新設)</p> <p><u>4 農地集積促進型においては、集積地域整備計画又は農地集積促進計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第22号</u>により行うものとする。</p> <p><u>5 畑作等推進支援水利再編型においては、作付転換整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第23号</u>により行うものとする。また、地方農政局長等が作付転換整備計画の達成状況が十分でないとき、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、<u>別記様式第25号</u>により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、<u>別記様式第23号</u>により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。</p> <p><u>6 簡易整備型に係る達成状況報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第24号</u>により行うものとする。</p>
<p>第8 (略)</p>	<p>第8 (略)</p>
<p>別記様式第1号～別記様式第11号 (略)</p>	<p>別記様式第1号～別記様式第11号 (略)</p>
<p>別記様式第12号 ○○地区 <u>低炭素排土改良施設整備計画</u> (略)</p>	<p>別記様式第12号 ○○地区 <u>低炭素農業水利システム整備計画</u> (略)</p>

改正後

現 行

別紙様式第13号

省エネルギー化対策実施計画

(新設)

1 施設整備事業の概要

事業名	地区名	事業主団体名	都道府県名	市町村名	土地改良区名	調査等実施期間 __年～__年 (__調査)	事業実施期間 __年～__年	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)
								ha	百万円
地域指定	事業概要								

注1) 事業名には、国営かんがい排水事業(低炭素農業水利システム構築事業)又は水利施設整備事業(低炭素農業水利システム構築型)を記載すること。

2 農業水利施設省エネルギー化支援事業による助成対象事業費

施設名	管理者	施設整備の概要	工事実施期間 __年～__年	助成対象事業費 百万円	備考
				百万円	
				百万円	
				百万円	
				百万円	
合計				百万円	

注) 施設整備事業のうち省エネルギー化に資する事業について記載すること。

(2) 再生可能エネルギー利用

施設名	管理者	発電方法	新設・更新 ・存置の別	年間可能発電量(MWh)		運用期間	発電電力の供給先又は 売電収入の充当先の施設	備考
				現況	事業実施後			
1								
2								
3								
4								
合計								
原油換算(k)								

注1) 事業による整備の有無にかかわらず、事業実施後に地区内に存する再生可能エネルギーを利用した発電施設を全て記載すること。

注2) 発電電力の供給先又は売電収入の充当先の施設には、施設名、主要諸元等を記載すること。

注3) 現況には計画策定時における過去5か年程度の実績値を、事業実施後には対策後の計画値を記載すること。

(3) まとめ

地区全体のエネルギー 使用量(k) (ア)	再生可能エネルギー 発電量(k) (イ)	省エネ対策実施施設の エネルギー使用量(k) (ウ)	うちソフト対策実施施設の エネルギー使用量(k) (エ)	全体に占める割合 $\frac{エ}{ア} \times 100$
				__ %

注) 全体に占める割合は50%以上となるようにすること。

改正後

現 行

3 地区内における省エネルギー化対策の概要

(1) 省エネルギー化

施設名	管理者	受益面積	主要設備	電気(燃料)使用量				ハード対策	ソフト対策	対策期間	備考
				現況		事業実施後					
				原簿換算 kWh	原簿換算 kWh	原簿換算 kWh	原簿換算 kWh				
用水施設											
1											
2											
3											
4											
合計(原簿換算 kWh) (a)											
地区内の年間総用水量(千 m ³) (b)											
単位水量当たりのエネルギー使用量 (kWh/m ³) (a/b/1000)											
排水施設											
1											
2											
3											
合計(原簿換算 kWh) (a)											
計画排水量(千 m ³) (b)											
単位水量当たりのエネルギー使用量 (kWh/m ³) (a/b/1000)											

注1) 施設整備事業の対象となる施設管理者が管理する施設のうち、国営かんがい排水事業(低炭素農業水利システム構築事業)では地区内に存する末端支配面積100ha以上のエネルギーを使用する施設を、水利施設整備事業(低炭素農業水利システム構築型)では地区内に存するエネルギーを使用する施設を全て記載すること。
注2) 現況には計画策定時における過去5か年程度の実績値を、事業実施後には対策後の計画値を記載すること。

別記様式第14号～別記様式第19号 (略)

別記様式第20号

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

水田利活用実績報告書

別紙のとおり水田利活用の実績を報告する。

別紙 (略)

別記様式第13号～別記様式第18号 (略)

別記様式第19号

地方農政局長 殿
農村振興局長

都道府県知事名

水田利活用実績報告書

別紙のとおり水田利活用の実績を報告する。

別紙 (略)

改正後	現行
<p><u>別記様式第 21 号</u></p> <p>令和〇〇年度 保全整備事業実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては、<u>国土交通省北海道開発局長</u>經由 <u>農林水産省農村振興局長</u> 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があつた〇〇事業について、下記のとおり事業を実施したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 (略)</p>	<p><u>別記様式第 20 号</u></p> <p>令和〇〇年度 保全整備事業実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては、<u>農林水産省農村振興局長</u> 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があつた〇〇事業について、下記のとおり事業を実施したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 (略)</p>
<p><u>別記様式第 22 号</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては、<u>国土交通省北海道開発局長</u>經由 <u>農林水産省農村振興局長</u> 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">水利施設等保全高度化事業 洪水調節機能強化型(流域治水推進型)達成状況報告書</p> <p>水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙 1 第 7 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p>	<p><u>別記様式第 21 号</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては、<u>農林水産省農村振興局長</u> 殿 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">水利施設等保全高度化事業 洪水調節機能強化型(流域治水推進型)達成状況報告書</p> <p>水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙 1 第 7 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p>

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長 殿 農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿 〕

都道府県知事名
市町村長名
土地改良区等長名

水利施設等保全高度化事業
低炭素農業水利システム構築型達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業の別紙1の第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。
記

1 施設整備事業の概要

事業名	地区名	事業主体名	都道府県名	市町村名	土地改良区名	調査等実施期間	事業実施期間	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)
						年～年 (調査)	年～年	ha	百万円
地域指定			事業概要						

2 農業水利施設省エネルギー化支援事業による助成対象事業費

施設名	管理者	施設整備の概要	工事実施期間	助成対象事業費	備考
			年～年	百万円	
			年～年	百万円	
			年～年	百万円	
			年～年	百万円	
合計				百万円	

3 地区内における省エネルギー化対策の概要

(1) 省エネルギー化

施設名	管理者	受益面積	主要諸元	電気(燃料)使用量				ハード対策	ソフト対策	対策期間	備考
				現況		事業実施後					
				原簿換算 kWh	実簿換算 kWh	原簿換算 kWh	実簿換算 kWh				
用水施設											
1											
2											
3											
4											
				合計(原簿換算 kWh)(a)							
				地区内の年間粗用水量(千m ³)(b)							
				単位水量当たりエネルギー使用量 (kWh/m ³)(a/b/1000)							
排水施設											
1											
2											
3											
				合計(原簿換算 kWh)(a)							
				計画排水量(千m ³)(b)							
				単位水量当たりのエネルギー使用量 (kWh/m ³)(a/b/1000)							

注) 現況には計画策定時における過去5か年程度の実績値を、事業実施後には対策完了時における過去5か年程度の実績値を記載すること。

(新設)

改 正 後

現 行

(2) 再生可能エネルギー利用

施設名	管理者	発電方法	新設・更新 ・存置の別	年間可能発電量(MWh)		運用期間	発電電力の供給先又は 売電収入の充当先の施設	備考
				現況	事業実施後			
1								
2								
3								
4								
合計								
原油換算(kl)								

注) 現況には計画策定時における過去5か年程度の実績値を、事業実施後には対策完了時における過去5か年程度の実績値を記載すること。

(3) まとめ

地区全体のエネルギー 使用量(kl) (ア)	再生可能エネルギー 発電量(kl) (イ)	省エネ対策実施施設の エネルギー使用量(kl) (ウ)	うちソフト対策実施施設の エネルギー使用量(kl) (エ)	全体に占める割合 エ ÷ (ア-イ) × 100
				___%

4 エネルギー消費効率改善の実績

	年度	年度	年度	年度	年度
1	エネルギー使用量(原油換算kl)				
2	エネルギー使用量と密接な関係を持つ値				
3	エネルギー消費原単位 [1÷2]	A	B	C	D
4	エネルギー消費原単位の変化率 (%)		① = (B÷A)	② = (C÷B)	③ = (D÷C)
原単位の平均変化率 (①×②×③×④) ^{1/4}					
直近2か年の原単位の推移					
___%					
				C≧D	D≧E

別記様式第 24 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
 { 北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 }
 都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
洪水調節機能強化型(流域治水推進型)達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙 1 第 7 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

別記様式第 22 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
 { 北海道にあっては、農林水産省農村振興局長 殿
 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 殿 }
 都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
洪水調節機能強化型(流域治水推進型)達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙 1 第 7 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">記 (略)</p> <p><u>別記様式第 25 号</u> (略)</p> <p><u>別記様式第 26 号</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(都道府県知事経由) 農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては、<u>国土交通省北海道開発局長</u>経由 <u>農林水産省農村振興局長</u> 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 知 事 名 市 町 村 長 名 土 地 改 良 区 理 事 長 名</p> <p style="text-align: center;">水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）達成状況報告書</p> <p>水利施設等保全高度化事業実施要領別紙 1 の第 7 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p>(別紙) (略)</p> <p><u>別記様式第 27 号</u> (略)</p> <p>別紙 2 (畑地帯総合整備事業に係る運用)</p> <p>第 1～第 4 (略)</p> <p>第 5 計画の作成 畑地帯総合整備事業に係る要綱第 7 の 1 の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。 1～3 (略) 4 高収益作物転換型 高収益作物転換型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第 50 条第 7 項の導入促進整備計画を作成するものとし、これによらない場合には、<u>別記様式第 6 号</u>により畑作物等導入促進土地改良整備計画を作成するものとする。なお、導</p>	<p style="text-align: center;">記 (略)</p> <p><u>別記様式第 23 号</u> (略)</p> <p><u>別記様式第 24 号</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(都道府県知事経由) 農林水産省〇〇農政局長 殿 北海道にあつては、<u>農林水産省農村振興局長</u> 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 知 事 名 市 町 村 長 名 土 地 改 良 区 理 事 長 名</p> <p style="text-align: center;">水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）達成状況報告書</p> <p>水利施設等保全高度化事業実施要領別紙 1 の第 7 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p>(別紙) (略)</p> <p><u>別記様式第 25 号</u> (略)</p> <p>別紙 2 (畑地帯総合整備事業に係る運用)</p> <p>第 1～第 4 (略)</p> <p>第 5 計画の作成 畑地帯総合整備事業に係る要綱第 7 の 1 の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。 1～3 (略) 4 高収益作物転換型 高収益作物転換型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第 50 条第 7 項の導入促進整備計画を作成するものとし、これによらない場合には、<u>別記様式第 7 号</u>により畑作物等導入促進土地改良整備計画を作成するものとする。なお、導</p>

改正後

入促進整備計画の目標年度は、農業生産基盤整備事業の完了予定年度から5年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(1)・(2) (略)

5・6 (略)

第6～第8 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号

畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画

都道府県名		地区名				所在地		受益戸数		経営体数及び経営規模							
										区分							
										個人経営体		団体経営体(法人)		計			
										経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模
地目	水田	普通畑	樹園地	その他	計	備考	現況										
面積	ha	ha	ha	ha	ha		計画										
畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画																	
担い手の見直し																	
担い手農家 農地所有資格法人 生産組織 その他(経営受託) 計																	
現況																	
計画																	
担い手シェアの見直し																	
担い手戸数 農家戸数 シェア 担い手面積 受益面積 シェア																	
現況																	
計画																	
農業経営改善の目標																	
基本方針																	
基本構想																	
基盤整備の方向																	
当農類型 経営規模の目標 農家数の目標 その他 当農類型 経営規模の目標 農家数の目標 その他 事業名 地区名 事業主体 受益面積 概算事業費 主要工事費 予定負担率 市町村 農家 予定工期																	
現況																	
計画																	
作物名																	
項目																	
現況 目標 現況 目標 現況 目標 現況 目標 試算条件 推進体制																	
備考																	
10a 収量 (kg) 労働時間 (時間) 費用 (円)																	

現行

入促進整備計画の目標年度は、農業生産基盤整備事業の完了予定年度から5年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(1)・(2) (略)

5・6 (略)

第6～第8 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号

畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画

都道府県名		地区名				所在地		受益戸数		農家数及び経営規模							
										区分							
										専業		第一種兼業		第二種兼業			
										戸数	標準経営規模	戸数	標準経営規模	戸数	標準経営規模	戸数	標準経営規模
地目	水田	普通畑	樹園地	その他	計	備考	現況										
面積	ha	ha	ha	ha	ha		計画										
畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画																	
担い手の見直し																	
担い手農家 農地所有資格法人 生産組織 その他(経営受託) 計																	
現況																	
計画																	
担い手シェアの見直し																	
担い手戸数 農家戸数 シェア 担い手面積 受益面積 シェア																	
現況																	
計画																	
農業経営改善の目標																	
基本方針																	
基本構想																	
基盤整備の方向																	
当農類型 経営規模の目標 農家数の目標 その他 当農類型 経営規模の目標 農家数の目標 その他 事業名 地区名 事業主体 受益面積 概算事業費 主要工事費 予定負担率 市町村 農家 予定工期																	
現況																	
計画																	
作物名																	
項目																	
現況 目標 現況 目標 現況 目標 現況 目標 試算条件 推進体制																	
備考																	
10a 収量 (kg) 労働時間 (時間) 費用 (円)																	

改正後

現行

別記様式第3号

別記様式第3号

県		地区
作成年月		
畑地帯営農促進基本計画書 ○→○→地区		
令和→年→月→日 ○○県○○市町村		

県		地区
作成年月		
畑地帯営農促進基本計画書 ○→○→地区		
令和→年→月→日 ○○県○○市町村		

<目次> (略)

<目次> (略)

1 畑地帯営農促進基本計画総括表

1 畑地帯営農促進基本計画総括表

都道府県名	地区名	所在地	受益戸数	経営体数及び経営規模									
				個人経営体		団体経営体(法人)		団体経営体(非法人)		計			
地目	水田	普通畑	樹園地	その他	計	備考	現況	計画	担い手農家	農地所有資格者数	生産組織	その他(経営受託)	計
	ha	ha	ha	ha	ha								
農業経営改善目標													
農業生産基盤整備計画													
基本方針													
基本構想													
営農類型	経営規模の目標	農家数の目標	その他	営農類型	経営規模の目標	農家数の目標	その他	その他必要事項					

都道府県名	地区名	所在地	受益戸数	農家数及び経営規模									
				専業		第一種兼業		第二種兼業		計			
地目	水田	普通畑	樹園地	その他	計	備考	現況	計画	担い手農家	農地所有資格者数	生産組織	その他(経営受託)	計
	ha	ha	ha	ha	ha								
農業経営改善目標													
農業生産基盤整備計画													
基本方針													
基本構想													
営農類型	経営規模の目標	農家数の目標	その他	営農類型	経営規模の目標	農家数の目標	その他	その他必要事項					

土地利用計画図 (略)

土地利用計画図 (略)

2 農業構造の目標

2 農業構造の目標

- (1) (略)
- (2) 担い手等の見通し(目標年度における経営体数)
 - ① 経営体数及び経営規模

- (1) (略)
- (2) 担い手等の見通し(目標年度における農業就業人口)
 - ① 農家数及び経営規模

改正後

区分	個人経営体		団体経営体(法人)		団体経営体(非法人)		計	
	経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模
現在(R年)	経営体	ha/経営体	経営体	ha/経営体	経営体	ha/経営体	経営体	ha/経営体
計画(R年)								

注1～注3 (略)

②・③ (略)

(3) (略)

(4) 農地所有適格法人・生産組織の概要

農地所有適格法人 及び 生産組織等名 (組織ごとに整理)	設置年月日 (予定を含む)	対象作物名	参加 経営体数 (経営体)		常時 従事者数 (人)		オペレータ数 (人)		経営等農用 地面積規模 (ha)	
			現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標

(5) 市町村等が定めた農業構造改善目標(将来の営農類型)

営農類型	経営規模の目標	経営体数の目標	その他

(6) (略)

3 土地利用計画

(1) (略)

(2) 土地利用計画

農作業主体 権利の種類	担い手等								合計	
	家		農地所有適格法人		生産組織		その他		経営体数	面積
	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積		
自己所有地	経営体	ha	経営体	ha	経営体	ha	経営体	ha	経営体	ha
貸借権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

4～7 (略)

別記様式第4号・別記様式第5号 (略)

現行

区分	専業		第一種兼業		第二種兼業		計	
	戸数 (就業人口)	標準 経営規模	戸数 (就業人口)	標準 経営規模	戸数 (就業人口)	標準 経営規模	戸数 (就業人口)	標準 経営規模
現在(R年)	戸	ha/戸	戸	ha/戸	戸	ha/戸	戸	ha/戸
計画(R年)								

注1～注3 (略)

②・③ (略)

(3) (略)

(4) 農地所有適格法人・生産組織の概要

農地所有適格法人 及び 生産組織等名 (組織ごとに整理)	設置年月日 (予定を含む)	対象作物名	参加農家 戸数 (戸)		常時 従事者数 (人)		オペレータ数 (人)		経営等農用 地面積規模 (ha)	
			現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標

(5) 市町村等が定めた農業構造改善目標(将来の営農類型)

営農類型	経営規模の目標	農家戸数の目標	その他

(6) (略)

3 土地利用計画

(1) (略)

(2) 土地利用計画

農作業主体 権利の種類	担い手等								合計	
	家		農地所有適格法人		生産組織		その他		戸数	面積
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積		
自己所有地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
貸借権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

4～7 (略)

別記様式第4号・別記様式第5号 (略)

改正後

現行

別記様式第6号

畑作物等導入促進土地改良整備計画

1 地区の現況

都道府県名		事業実施主体		地区名		受益面積		所在地	
地形 土壌 地気 質象									
地域農業概要	農業経営体数	個人経営体	団体経営体 (法人)	団体経営体 (非法人)	計	平均農家所得 (令和 年)			
						農業所得	千円		
	1戸当たり 平均耕地面積 (ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	農外所得	千円	
						計	千円		
主要作物作付面積	作物名					延作付面積 (ha)	土地利用 率 (%)		
	作付面積 (ha)								
	単位収量 (kg/10a)								
地域指定等									

2～7 (略)

別記様式第7号・別記様式第8号 (略)

別記様式第9号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
畑地帯総合整備型（又は畑地帯総合整備中山間地域型）（担い手育成対策）
達成状況報告書

別記様式第6号

畑作物等導入促進土地改良整備計画

1 地区の現況

都道府県名		事業実施主体		地区名		受益面積		所在地	
地形 土壌 地気 質象									
地域農業概要	専業別 農家戸数	専業	1種 兼業	2種 兼業	計	平均農家所得 (令和 年)			
						農業所得	千円		
	1戸当たり 平均耕地面積 (ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	農外所得	千円	
						計	千円		
主要作物作付面積	作物名					延作付面積 (ha)	土地利用 率 (%)		
	作付面積 (ha)								
	単位収量 (kg/10a)								
地域指定等									

2～7 (略)

別記様式第7号・別記様式第8号 (略)

別記様式第9号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては、北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
畑地帯総合整備型（又は畑地帯総合整備中山間地域型）（担い手育成対策）
達成状況報告書

改正後	現行
<p>水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>別記様式第10号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては、<u>国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長</u> 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">農業農村活性化計画達成状況報告書</p>	<p>水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>別記様式第10号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては、<u>農林水産省農村振興局長</u> 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">農業農村活性化計画達成状況報告書</p>
<p>水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>別記様式第11号～別記様式第13号 (略)</p> <p>別紙3 (実施計画策定事業に係る運用)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の内容 実施計画策定事業の内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 施設計画策定事業 (別表5の事業種類の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 小水力等発電施設の導入、<u>農業水利施設の省エネルギー化</u>に向けた検討、調査</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(削る。)</p>	<p>水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>別記様式第11号～別記様式第13号 (略)</p> <p>別紙3 (実施計画策定事業に係る運用)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の内容 実施計画策定事業の内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 施設計画策定事業 (別表5の事業種類の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 小水力等発電施設の導入に向けた検討、調査</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>5 資産評価データ整備事業 (別表5の事業種類の欄の(5)に掲げる事業をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(1) 国で策定した資産評価マニュアル (平成31年2月14日付け30農振第2941号農林水産省農村振興局整備部長通知) 等に基づく資産評価に必要なデータの整理</u></p>

改 正 後	現 行												
<p>第3 事業実施主体 実施計画策定事業に係る要綱第4の農村振興局長が別に定める者とは、都道府県、市町村、土地改良区又は都道府県知事が適当と認める者とする。</p> <p>第4 採択要件 実施計画策定事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。 1～4 (略) (削る。)</p> <p>第5・第6 (略)</p> <p>第7 事業採択期間 実施計画策定事業の採択期間は、<u>令和7年度まで</u>とする。 (削る。) (削る。)</p> <p>第8 事業達成状況の報告 実施計画策定事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。 1～4 (略) (削る。)</p> <p>別表5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種類</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(4) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削る。)</td> <td>(削る。)</td> </tr> </tbody> </table>	事業種類	事業内容	(1)～(4) (略)	(略)	(削る。)	(削る。)	<p style="text-align: center;"><u>(2) 別記様式第14号による土地改良施設台帳の作成</u></p> <p>第3 事業実施主体 実施計画策定事業に係る要綱第4の農村振興局長が別に定める者とは、都道府県、市町村、土地改良区又は都道府県知事が適当と認める者とする。<u>ただし、第2の5の資産評価データ整備事業を実施する場合には、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会とする。</u></p> <p>第4 採択要件 実施計画策定事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。 1～4 (略) <u>5 資産評価データ整備事業を行う場合にあっては、土地改良区が管理する土地改良施設（国営・機構営造成施設を除く。）を対象とする。</u></p> <p>第5・第6 (略)</p> <p>第7 事業採択期間 実施計画策定事業の採択期間は、<u>次のとおり</u>とする。 <u>1 水利用調整事業、施設計画策定事業、機能保全計画策定事業については、令和7年度までとする。</u> <u>2 資産評価データ整備事業については、令和4年度までとする。</u></p> <p>第8 事業達成状況の報告 実施計画策定事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。 1～4 (略) <u>5 事業実施主体は、資産評価データ整備事業においては、事業実施年度の次年度の6月末日までに、別記様式第13号により行うものとする。</u></p> <p>別表5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種類</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(4) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(5) 資産評価データ整備事業</u></td> <td><u>土地改良区が管理する土地改良施設の資産評価データの整備</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業種類	事業内容	(1)～(4) (略)	(略)	<u>(5) 資産評価データ整備事業</u>	<u>土地改良区が管理する土地改良施設の資産評価データの整備</u>
事業種類	事業内容												
(1)～(4) (略)	(略)												
(削る。)	(削る。)												
事業種類	事業内容												
(1)～(4) (略)	(略)												
<u>(5) 資産評価データ整備事業</u>	<u>土地改良区が管理する土地改良施設の資産評価データの整備</u>												

改 正 後	現 行
<p>別記様式第1号～別記様式第8号 (略)</p> <p>別記様式第9号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては、<u>国土交通省北海道開発局長</u>經由 <u>農林水産省農村振興局長</u> 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年度 水利用調整事業達成状況報告書</p> <p>水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 (略)</p> <p>別記様式第10号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(都道府県知事經由) 農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては、<u>国土交通省北海道開発局長</u>經由 <u>農林水産省農村振興局長</u> 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">〇〇土地改良区理事長 名 〇〇市町村長 名</p> <p style="text-align: center;">水利用高度化推進事業達成状況報告書</p> <p>水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>別記様式第1号～別記様式第8号 (略)</p> <p>別記様式第9号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては、<u>農林水産省農村振興局長</u> 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年度 水利用調整事業達成状況報告書</p> <p>水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 (略)</p> <p>別記様式第10号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(都道府県知事經由) 農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては、<u>農林水産省農村振興局長</u> 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">〇〇土地改良区理事長 名 〇〇市町村長 名</p> <p style="text-align: center;">水利用高度化推進事業達成状況報告書</p> <p>水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p>

改正後	現 行
<p>別記様式第 11 号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(都道府県知事経由) 農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあっては、<u>国土交通省北海道開発局長</u>経由 <u>農林水産省農村振興局長</u> 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 知 事 名 市 町 村 長 名 土 地 改 良 区 理 事 長 名</p> <p style="text-align: center;">水利用高度化推進事業達成状況報告書</p> <p>水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>別記様式第 11 号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(都道府県知事経由) 農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあっては、<u>農林水産省農村振興局長</u> 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 知 事 名 市 町 村 長 名 土 地 改 良 区 理 事 長 名</p> <p style="text-align: center;">水利用高度化推進事業達成状況報告書</p> <p>水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p>
<p>別記様式第 12 号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(都道府県知事経由) 農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあっては、<u>国土交通省北海道開発局長</u>経由 <u>農林水産省農村振興局長</u> 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 知 事 名 市 町 村 長 名 土 地 改 良 区 理 事 長 名</p> <p style="text-align: center;">機能保全計画策定事業達成状況報告書</p> <p>水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>別記様式第 12 号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(都道府県知事経由) 農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあっては、<u>農林水産省農村振興局長</u> 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 知 事 名 市 町 村 長 名 土 地 改 良 区 理 事 長 名</p> <p style="text-align: center;">機能保全計画策定事業達成状況報告書</p> <p>水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p>

改正後

現 行

(削る。)

別記様式第 13 号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

(北海道にあつては、農林水産省農村振興局長)
(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

(実施主体名) ○○○○

資産評価データ整備事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第 8 の 5 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 地区名 ○○地区
2. 資産評価対象土地改良区数 ○○地区
3. データ整備した施設情報 (集計)

(単位：千円)

施設数	取得価額	減価償却累計額	期末残高	備考

(削る。)

別記様式第 14 号

土地改良施設台帳

(単位：円)

施設名	事業名	造成主体	取得価額	取得年度	耐用年数	経過年数	事業区分	管理区分	減価償却累計額	期末残高	備考

※「施設名」のあとに、「所在」、「構造及び規模」、「数量」を加えることができる。

※本台帳は、国で策定した資産評価マニュアル(平成 31 年 2 月 14 日付け 30 農振第 2941 号農林水産省農村振興局整備部長通知)に記載されている施設台帳と同一のものである。